

千代田区報

No. 130

昭和37年6月20日発行

千代田区役所

TEL 331 { 0 1 5 1
8 5 3 1



なごやかな教室 商業英会話講習会

2年後のオリンピックに備え、区では、区内の店員さんたちに英会話をマスターしてもらおうと、商工青少年ホールで「商業英会話講習会」を開いています。楽しみながら知らず知らずのうちに英語をおぼえてもらおうという横井講師のユーモアたっぷりの指導で、年配のご主人や、旅館の女中さんまじえ、なごやかな教室風景です。この講習は、毎週火・金曜日の午後、8月まで続けられます。

区民税の相談所開設

区では、こんどの特別区民税の改正について、特にわかりにくい点や、その他の相談に応ずるため、税務課内に相談所を開設しました。どうぞお気軽にご利用ください。

電話でのお問い合わせは

☎ 〇一五一・八五三一
税務課課税第二係です

仙石荘の一般利用中止

7月16日から8月31日までの間、仙石荘を学童の夏季施設に使用するため、一般の利用を中止します

区民税第1期分

— 6月30日まで —

納める場所

区役所・出張所・銀行・信用金庫・郵便局など

納期のまだきていない分を納めたひとに、報奨金が出ます。

たのまれも・たのみもしない 公明選挙

千代田区 区公明 選挙管理委員会 議員協議会

7月1日は、いよいよ参議院議員選挙の投票日です。投票日には次のことに注意して、棄権をしないようにこぞって投票しましょう。

投票のご注意

投票の時間

午前7時から午後6時まで
(時間におくれないように)

投票所の入場券

区の選挙管理委員会から配られた入場券を忘れずにご持参くだ

7月1日(日)は

参議院議員選挙の投票日です
こぞって投票しましょう

千代田区選挙管理委員会

さい。

入場券をなくしたとき、そのほかご不審の点は、投票所の係員に申し出てください。

投票用紙の色わけ

東京都選出議員……薄青色
全国区選出議員……卵色

代理投票

身体が不自由だったり、字が書けないため、自分で投票できないひとは、当日、係員に申し出

てください。

投票はみなさんのまったく自由な意志によって行なわれ、しかも絶対に秘密が守られます。

誰に投票したか聞かれることもなければ、また、いう必要もありません。

安心して、「このひと」と思うひとに投票しましょう。

こんな投票は無効です

▽定められた投票用紙以外の紙を

使ったばあい。

▽二人以上の候補者の氏名を書いたばあい。

▽候補者の氏名のほかによけいなことを書いたばあい。

▽誰に投票したのか、字がはっきりしないばあい。

街頭演説会場変更のお知らせ

参議院議員選挙の街頭演説会場に指定した同愛児童遊園(神田

神保町二ノ四〇)は、都合により6月15日から次の場所に変更になりました。

新会場

秋葉原児童遊園(神田佐久間町一ノ一二)

区議会

各派交渉会

6月11日 午前11時 議長室

文教委員協議会

6月11日 午前10時30分 第一議員控室

いずれも大竹教育長スイスのジュネーブにおける国際公教育会議出席の件について

公職選挙法改正についての説明会

6月14日 午後3時 第一議員控室

大竹教育長ジュネーブへ

区教育委員会大竹教育長は、文部大臣の委嘱を受け、7月2日から開かれる第二回国際公教育会議に出席するため、6月29日午後10時30分羽田を出発、ジュネーブに向かうことになりました。

第一回児童保護対策会議

第一回の児童保護対策会議が6月8日午後2時から、区役所で開かれました。

この会議は、区と区教育委員会が中心となり、区の関係官公署、青年団体、婦人団体など、関係諸団体が一丸となって、子どもを守るために協力してこうという意図から生じたものです。

会議運営要綱、事業の実施事項などについて説明のあった後、協議

に入り次のような意見が交換されました。

▽小・中学校の校庭を放課後にこどもの遊び場として開放してもらいたい。

▽区営九段グラウンドは、森の公園建設のため使えなくなるが関係方面に交渉してできるだけグラウンドを残すようにしたい。

▽施設面の充実だけでなく、こどもの精神的な指導、しつけなどにも力を入れるべきだ。
▽児童遊園・公園などは常に清潔にして、こどもが気持ちよく

遊べるようにしたい。それには地元のひとたちの協力も必要だ。

大要このような意見が出た後、遠山区長は「子どもを守る施策については、みなさんでいろいろ話し合った上で良い施策を考えていきたい。子どもが夢と希望を持った日常生活が送れるように、今後ともみなさんのご協力をお願いします」と結び、第一回の会議を終えました。

なおこの会議は、学校の学期ごとに年三回開かれることになっています。



水不足に備え

学校給食の保健衛生を指導

5月7日から千代田区は、第三次給水制限下におかれ、節水に協力しながらも給食を逐次再開してきましたが、今では全校が不完全ではあるが、衛生、栄養の管理に最大の努力をし、実施しております。ことは給水制限で、思うように水が使えないため、こどもの事故が多いのではないかと心配されますが、教育委員会では学校給食の衛生管理に手ぬかりのないようにと、5月下旬から区立全小学校を巡回して、施設の衛生管理、調理従事者の健康、食品の購入、調理配食、給食時の注意などについて指導しています。

その重点指導は

- ▽施設設備を清潔にする
- ▽高温多湿期における食品の取り扱い、食器などの消毒
- ▽貯水の使用方法
- ▽伝染病・食中毒の予防（事故発生誘因の予防）

- ▽児童の保健管理の徹底
 - ▽便所の手洗い
 - ▽水道用水のめれ
- などですが、各学校とも事故の予

防については十分注意を払い、また配食時の当番児童の健康状態特に手洗いについては細心の注意と努力を払っています。

なお、教育委員会では、児童を中毒事故から守るため、係員が全力をあげて事故発生のないよう指導にあたっています。

少年・少女団体指導者研修会

区教育委員会と少年団体指導者連絡協議会と共催で、少年団体指導者層や、PTA校外指導員を対象に次の日程で研修会を開きます。

内容は、夏休みにそなえて、特にジュニアリーダーの育て方や、少年団体活動のスケジュールの立て方などに重点が置かれます。

▽7月2日、芳林小学校（万世橋・和泉橋出張所管内対象）

▽7月4日、錦華小学校（神保町・神田公園出張所管内対象）

▽7月6日、番町小学校（富士見・番町出張所管内対象）

時間はそれぞれ午後6時30分から

富士見小学校校舎改築 鉄筋コンクリート二階延べ一、一五〇平方メートル（三五〇坪）の改築工事がこのほど完成しました。

お知らせ

住民登録の届け出は 14日以内に

転入届、転居届などは、そのことが決まった日から、十四日以内に新住所の区(市)役所に届け出をしなければなりません。届け出を十四日以内に、正当な理由なしでしなかったばあい、新住所の区(市)役所では、簡易裁判所へ通知しなければなりません。その結果五百円以下の過料処分を受けますので充分注意してください。

未登録者の実態調査について

実際に住んでいるながら登録をしていないひと、また、登録をしておりながら、実際には住んでいないひとなどを探し出して、正しい登録をしていただくため区の職員が各戸別に訪問して、調査にまいりますから、よろしくご協力をお願いします。

調査期間 7月3日～25日

調査対象 区内全世帯

7月の野外こども会

- 3日 代官町
 - 4日 竹平町第一・竹平町第二
 - 5日 練成(児)・松富町(児)
 - 6日 平河町
- 時間はそれぞれ午後2時から
なお、9日・20日は、夏季こども会の準備期間なので、中止します。

福祉年金を受けて いるひとへ

福祉年金の受給者、およびいままで支給停止になっていたひとで、今年には受給できると思われるひとは、毎年一回前年の所得について届けを出すことになっています。もし、この届け出をしませんと、福祉年金のこれからの分がもらえなくなりますので、今月中に提出してください。

なお、届け出用紙は区役所にありますから、国民年金証書とはんこをもって、年金厚生課(二階)へおいでください。

町会長変わる

元久右衛門町一丁目町会長

新 伊藤健三郎氏(神田元久右衛門町一―一) 850三九六五

旧 佐野栄光氏

飯田町一丁目町会長

新 蓮見精司氏(飯田町一―二

(三) 330六四三〇

旧 樋爪文一氏

九段四丁目町会長

新 島崎徳太郎氏(九段四―七) 330六七五四

旧 大島義愛氏

錦町二丁目町会長

新 和田義孝氏(神田錦町二―四) 290三六六四

旧 長谷川光伸氏

小川町北部二丁目町会長

新 千葉正義氏(神田小川町二―一四) 290〇七七〇

旧 川手修三氏

『もよおし』

施設見学会

7月4日 番町・富士見地区の一般区民対象に小河内ダム見学。

児童図書懇話会

6月29日午後2時千代田図書館
演題「こどもの心の衛生」II
あなたのおさんの心の衛生
講師 東京少年鑑別所所長 蟠崎 徹氏

レコードコンサートIIバレエ音楽の夕

6月28日午後6時千代田図書館

解説 佐川吉男氏(音楽評論家)
曲目と演奏

▽ハチャトウリヤン「ガイース」
▽チャイコフスキー「くるみ割り人形」
▽ストラビンスキー「春の祭典」

工事だより

路面補修工事

神田豊島町三番地から七番地先までの都道。

工期は6月末～8月中旬

L型側溝補修工事

九段三丁目地内の区道一、二八九
工期は6月中旬～7月中旬

清掃事務所

ゴミ容器の戸別調査

麹町、神田清掃事務所では、7月1日から一か月にわたり、区内の全世帯を対象に汚物処理関係の調査を行います。

これは、都の清掃事業計画の資料にするため、世帯ごとに、居住者の数・ゴミ容器の数・便所の種類などを届け出てもらうものです。

期間中に係員がみなさんのお宅を訪問しますので、ご協力をお願いします。係員は身分証明書をまっています。